

関係府省における予算編成過程での検討を求める提案（25件）

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
14	中津市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	子ども・子育て支援交付金における放課後児童健全育成事業の交付要件の見直し	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」、「放課後児童健全育成事業実施要綱」において、放課後児童支援員及び補助員の要件を緩和(保育士や幼稚園教諭、小学校教員等の資格保持者に対する研修の免除及び資格等を保有しないが学校等において実務経験を有する短時間勤務教員等の追加)するとともに、長期休暇期間に限定して運営する放課後児童クラブ(年間開所日数200日未満)も交付金の対象に加えること。	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号) 子ども・子育て支援交付金の交付について(令和5年2月9日付府子本第61号) 「放課後児童健全育成事業」の実施について(令和4年10月5日付子発1005第1号)	こども家庭庁	札幌市、仙台市、千葉市、府中市、相模原市、横須賀市、長野県、大阪府、兵庫県、広島市、今治市、熊本市、鹿児島市
34	藤沢市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	日常生活用具給付等が可能な用具の要件の見直し	厚生労働省告示第529号(平成18年9月29日)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具」における(1)用具の要件のうち「ハ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」の削除又はユニバーサルデザインの普及等に対応した改正を求める。	厚生労働省告示第529号(平成18年9月29日)「一 用具の要件」の「ハ」	厚生労働省	旭川市、川崎市、笠岡市、高知県、佐賀県、大村市
44	大阪府、福島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	児童福祉施設等における自立支援担当職員に係る専任要件の見直し	児童福祉施設等において加算配置する自立支援担当職員に係る専任要件を見直し、自立支援業務に支障のない範囲で直接処遇職員の勤務ローテーションに入ることが可能とすること。	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日付厚生省発児第86号) 児童養護施設等における自立支援体制の強化について(令和3年3月8日付け子発0308第4号)	こども家庭庁	茨城県、横浜市、長野県、高知県
49	大阪市、所沢市、指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	子ども・子育て支援交付金の一時的預かり事業(一般型)における基本分の基準額に係る補助区分の見直し	子ども・子育て支援交付金の一時的預かり事業(一般型)における補助基準額について、年間延べ利用児童数300人以上施設の補助区分の細分化と拡充を求める。	子ども・子育て支援交付金要綱	こども家庭庁	札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、浜松市、豊橋市、刈谷市、小牧市、大村市、熊本市

50	大阪市	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	放課後子ども教室について処遇改善臨時特例事業の対象とすること	協働活動サポーター等(以下「サポーター等」という。)、放課後子ども教室に係るスタッフに対する支払が「謝金」とされることについて、放課後児童クラブ支援員等(以下「支援員等」という。)に対する支払と同様に「賃金」とした上で、処遇改善臨時特例事業の対象とすることを求める。	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領 参議院塩村あやか君提出放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に関する質問に対する答弁書	こども家庭庁、文部科学省	札幌市、千葉市、我孫子市、横浜市、相模原市、広島市、徳島県
72	茨城県、栃木県、東京都、長野県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」に基づく医療費助成制度における負担条件の見直し	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」における対象医療の要件である高額療養費の基準額を超える負担の条件について撤廃を求める。	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱(「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知の別添)	厚生労働省	北海道、さいたま市、千葉県、山口県、徳島県、高知県、佐賀県、宮崎県
78	岩手県、宮城県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	デジタル田園都市国家構想交付金の交付期間の複数年度化	デジタル田園都市国家構想交付金について、長期的なデジタルサービスの運用を保証しつつ、自主財源などへのソフトランディングできるように財政力の弱い市町村に対しては、単年ではなく複数年継続での支援を可能とするよう見直しを求めるもの。	①デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱第10第1項 ②デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)Q&A集 2022年12月7日発行第2版 8ページ目Q1	内閣府	羽後町、いわき市、高崎市、滋賀県、八幡市、兵庫県、徳島県
79	岩手県、宮城県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	デジタル田園都市国家構想交付金における加点要素「地場スタートアップ活用」の見直し	デジタル田園都市国家構想交付金の加点要素について、スタートアップ活用における“地場”を要件とした加点廃止を要望するもの。	デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプTYPE1/2/3等制度概要令和4年12月7日 24～31ページ	内閣府	高崎市、滋賀県、徳島県、高知県
80	岩手県、宮城県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	生活衛生関係営業対策事業費補助金における交付額の下限の見直し	生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱の5「交付額の下限」において、「人件費を除く事業費(国負担分)が150万円に満たない場合交付の決定を行わない」としていることに対し、金額の下限の撤廃または引き下げを要望するもの。	生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱の5	厚生労働省	大阪府、岡山県、宮崎県

88	越谷市、品川区、川崎市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	特定教育・保育等に係る公定価格における「高齢者等活躍促進加算」の対象施設の見直し	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の中で明記されている「高齢者等活躍促進加算」の対象施設について、幼稚園や地域型保育事業を含めること。	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号)特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	こども家庭庁、文部科学省	千葉県、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、熊本市
101	埼玉県	B 地方に対する規制緩和	04.雇用・労働	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))のうちマッチングサイト使用に係る要件の見直し	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))に係る実施計画の作成において、移住支援事業とマッチング支援事業の一体的申請を必須とせず、就業に関する要件についてもマッチングサイトに掲載している求人以外も対象とすることにより、マッチングサイト実施の実質的な義務付けを廃止すること。	令和4年12月23日付け内閣府地方創生推進事務局「移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業について」	内閣府	青森県、宮城県、羽後町、京都府、岡山県、鹿児島県、沖縄県
122	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	災害救助法に基づく障害物の除去に関する救助対象等の緩和	災害救助法施行令第2条第2号の規定に基づく「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(障害物)の除去」に関する救助対象等の緩和 ①対象物 現在:土石、竹木等 →被災家屋の家財を追加 ②対象場所 現在:居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関 →対象範囲を住居と敷地内のすべてに拡充	災害救助法第4条第1項第10号 災害救助法施行令第2条第2号 平成25年内閣府告示第228号第12条	内閣府	札幌市、旭川市、ひたちなか市、相模原市、兵庫県、岡山県、熊本市
130	指定都市市長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	障害福祉サービスのうち訪問系サービスに係る国庫負担基準等の見直し	①障害福祉サービスにおいて、介護保険対象者の居宅介護を同サービスの国庫負担の対象とすること。 ②介護保険対象者の重度訪問介護について、市町村が決定した実際の給付額を算定基礎とする国庫負担基準に改正すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第95条第1項、同法施行令 第44条第3項第1号イ、障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱(別表1)	厚生労働省	札幌市、苫小牧市、高崎市、千葉県、相模原市、長野県、豊橋市、半田市、大阪府、大阪市、和泉市、兵庫県、笠岡市、吉野川市、長崎市、熊本市
155	高知県、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、土佐町、大川村、いの町、越知町、日高村、大月町	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	災害救助法の事前適用における対象経費の拡大	災害救助法第2条第2項に規定する災害発生前の事前適用の対象に食品の給与や毛布のクリーニングを加えることを求める。	災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条第2項、第4条第2項	内閣府	旭川市、岡山県、徳島市、高松市、福岡県、熊本市、宮崎県

156	高知県、静岡県、徳島県、安芸市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、大川村、中土佐町、大月町	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	防災集団移転促進事業等の適用要件の緩和	社会福祉施設等を単独での高台移転でも土地の確保に活用できるよう、防災集団移転促進事業等の適用要件の緩和を求める。	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)第3条	こども家庭庁、厚生労働省、国土交通省	旭川市、ひたちなか市
158	高知県、富山県、香川県、須崎市、土佐清水市、香南市、大川村、中土佐町、越知町、日高村、大月町	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	野菜価格安定対策事業の見直し	野菜価格安定対策事業において、県域で統一された規格基準により共同出荷・共同販売されている品目については、県域を1産地とすることが可能となるよう区域条件の見直しをすること。	野菜生産出荷安定法第4条 野菜生産出荷安定法施行規則第1条、第2条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領(昭和51年10月1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通知) 野菜生産出荷安定法第4条第1項の規定による野菜指定産地の指定に係る事務取扱いについて(平成20年2月29日付け19生産第8620号農林水産省生産局園芸課長通知)	農林水産省	大阪府、和歌山県、島根県、熊本市
161	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、八幡浜市、新居浜市、大洲市、四国中央市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、愛南町、高知県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	地域生活支援事業費補助金の都道府県への配分にかかる内示時期の見直し	地域生活支援事業費等補助金における都道府県への地域生活支援事業分の配分額内示時期を「地域生活支援促進事業」と同様に、各都道府県から要望額を調査したうえで、早期(4月)に要望額に対する配分額の内示を行うこと。また、4月の内示額が要望額に満たない場合には、改めて要望調査を行ったうえで、下半期(10月)に追加配分額の内示を行うこと。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び同法施行令、地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱	厚生労働省	岩手県、千葉市、川崎市、長野県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、笠岡市、高知県、宮崎県
165	奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	社会福祉施設等整備費国庫補助金の複数年度にわたる工期への対応	厚生労働省において実施する社会福祉施設等施設整備費国庫補助事業において、必要に応じて国庫補助金の交付決定(支出負担行為)で債務負担を行うなど、複数年度にわたる施設整備計画を認めるよう見直しを求める。	令和5年度当初予算(案)等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱	厚生労働省	岩手県、仙台市、八王子市、川崎市、相模原市、長野県、大阪府、高槻市、高知県
168	長野県、須崎市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	保育所において子育て支援員研修修了者等を保育士に代えて配置可能にする規制緩和	年度途中の保育需要の増加や産前産後休業・育児休業等による欠員など、やむを得ず保育士確保ができない場合において、子育て支援員研修修了者等、保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を自治体の判断により保育士に代わって保育所に配置できるよう、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条において規定されている保育所の人員配置基準を緩和すること。	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条	こども家庭庁	旭川市、横浜市、熊本市、大阪府、相模原市、長野県、千葉市、

181	仙台市、宮城県、蔵王町、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、北九州市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	10. 運輸・交通	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の算定に係る地域区分の見直し	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等の算定に扱う地域キロ当たり標準経常費用で用いられる東北ブロックの地域区分を宮城県単独へ見直すことを求める。 また、宮城県だけでなく他の地方公共団体においても、同様の支障が生じているため、地域の実情に応じた地域区分の見直しを求める。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第16条第1項に関連する別表6	国土交通省	滋賀県、兵庫県、松江市
195	岡山県、中国地方知事会	B 地方に対する規制緩和	09. 土木・建築	道路メンテナンス事業補助制度における補助対象構造物の見直し	道路メンテナンス事業補助制度要綱に定義される「構造物」に該当しない、橋長2m以上かつ土被り1m以上の規模の溝橋(カルバート)についても、補助の対象とすること。	道路メンテナンス事業補助制度要綱 道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の5の6 シェッド、大型カルバート等定期点検要領(平成31年2月国土交通省道路局) 溝橋(カルバート)の取り扱いについて(平成26年12月3日付け国土交通省道路局事務連絡)	国土交通省	茨城県、ひたちなか市、相模原市、浜松市、京都府、奈良市、鳥取県、高松市、福岡県、熊本市
203	大分県、九州地方知事会	B 地方に対する規制緩和	03. 医療・福祉	児童養護施設における看護師配置基準の見直し	厚生省局長通知が定める児童養護施設の看護師配置基準について、2人以上の配置を後押しするような見直しを求める。	令和4年2月18日子発0218第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知	こども家庭庁	茨城県、横浜市、川崎市、長野県、大阪府、高知県、宮崎県
204	滋賀県	B 地方に対する規制緩和	03. 医療・福祉	利用児童の大多数が外国人である認可外保育施設における保育従事者の資格基準の緩和	利用児童の大多数(8割以上)が外国人であり、母国語で、母国の教育・保育が行われている外国人向けの認可外保育施設においては、「保育士または看護師の資格を有する者を概ね3分の1以上」という基準を「外国の保育士資格有資格者等の十分な人数配置」「日本の保育士資格有資格者を1名以上配置」といった基準に緩和すること。	子ども・子育て支援法施行規則第1条第1号イ(2)、認可外保育施設指導監督基準第1の1(2)	内閣府、こども家庭庁	横浜市、長野県、浜松市、大阪市、熊本市
206	延岡市	B 地方に対する規制緩和	03. 医療・福祉	子どものための教育・保育給付に係る運用の見直し(加算算定方法の見直し)	子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算Ⅰ(賃金改善要件分)の運用の見直し	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和2年7月30日付け(最終改正令和4年11月7日付け)内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	こども家庭庁、文部科学省	札幌市、旭川市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、和歌山市、徳島県、熊本市

221	茅ヶ崎市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を併用する場合の施設利用料の無償化に係る制限の緩和	幼稚園が十分な水準の預かり保育(教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上又は開所日200日以上)を提供しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等を併用する場合には、当該認可外保育施設等の利用料について無償化の対象とすること。	子ども・子育て支援法施行令第15条の6第2項第3号、子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項	こども家庭庁、文部科学省	船橋市、長野県、浜松市、枚方市、西宮市、大村市、熊本市
-----	------	--------------	----------	---	---	--	--------------	-----------------------------